

別紙（第2条関係）

事後審査型制限付き一般競争入札（持参方式）における入札条件

（目的）

第1条 和歌山市財政局財政部調達課所管の契約に係る一般競争入札（入札者が持参する申請書類等に基づき、競争入札参加資格を開札後に確認する制限付き一般競争入札をいう。以下「事後審査持参入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、和歌山市契約規則その他法令に定めるもののほか、この条件の定めるところによるものとする。

（入札保証金）

第2条 入札保証金は、和歌山市契約規則第6条第2号の規定により不納付とする。

（申請書等）

第3条 事後審査持参入札に係る競争入札参加表明書、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料は、和歌山市ホームページからダウンロードするものとする。

（入札等）

第4条 入札参加者は、入札書及び競争入札参加表明書を本市の指定様式により入札に付する事項ごとに作成し、記名押印の上、所定の時刻までに持参し、入札書にあつては入札箱に投入し、競争入札参加表明書にあつては入札担当職員に提出すること。なお、郵便、信書便又は電送による入札は認めない。

2 代理人が入札を行う場合は、入札時に入札権限を委任された旨を記載した委任状を入札に付する事項ごとに作成し、提出すること。ただし、入札に付する事項ごとに委任状を作成する必要がないと認めるときは、本市が別に指定する委任状を作成し、提出すること。

3 代理人が入札を行う場合の入札書には、入札参加者本人（和歌山市特定委託業務共同企業体取扱要綱（平成29年8月9日制定）に基づき結成された特定委託業務共同企業体にあつては、代表構成員及びその他の構成員）の住所及び氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名）の下に「代理人の氏名」を記載し、必ず委任状により届け出た印鑑を押印すること。

4 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（辞退）

第5条 入札参加者は、入札書を入札箱に投入するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、入札執行中にあつては、入札を辞退する旨を入札担当職員に告げ、その旨を明記した入札書を入札箱に投入せずに入札担当職員に直接提出すること。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に抵触する次の行為を行ってはならない。

（1）入札参加者が互いに連絡を取り合い、自主的に判断して入札価格や入札意思を決定すべきところを共同して決定し、有効な競争が行われないような状態をもたらすこと。

（2）他の入札参加者が行う入札の行為を妨害すること。

2 入札参加者は、落札予定者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示して

はならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 予定価格を事前に公表した入札において、入札参加者が1人である場合は、入札を取りやめる。

2 天災等の不可抗力により、入札を公正に執行することができないと認められる場合には、入札を延期し、又は取りやめることがある。

3 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人がした入札

(3) 記名押印を欠いた入札書による入札

(4) 金額を訂正した入札書による入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 明らかに不正な行為によってされたと認められる入札

(7) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(8) 競争入札参加表明書の提出を行わない者のした入札

(9) その他入札に関する条件に反する入札

(錯誤による入札)

第9条 錯誤を理由とする入札の無効の申出は認めない。ただし、入札金額の桁を取り違えて記載した表示上の錯誤である場合は、この限りでない。

(入札の失格)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 最低制限価格を設けた場合、当該金額を下回った入札を行った者

(2) 提出期限までに競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出を行わない者

(落札予定者及び落札者の決定)

第11条 開札をした場合においては、落札者の決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

2 落札予定者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札予定者を定める。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

3 落札予定者に競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出させ、参加資格の確認に係る審査(以下「確認審査」という。)を行い、当該落札予定者が入札参加資格を有すると認めるときは、当該落札予定者を落札者とする。

4 確認審査の結果、落札予定者が参加資格を有しないと認めるときは、当該落札予定者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者と定め、第2項からこの項までに規定する手続を行うものとする。

- 5 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札予定者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。この場合において、入札価格の妥当性を確認する必要があると認められるときは、確認のための調査及び審査（以下「調査等」という。）を行うことがある。
- 7 最低制限価格を設けていない場合においても、入札価格の妥当性を確認する必要があると認められるときは、調査等を行うことがある。この場合における落札予定者及び落札者の決定は、第5項及び前項前段の例による。
- 8 第1項から第4項までの規定にかかわらず、不用品の売払いその他本市の収入の原因となる契約については、第1項及び第4項中「最低の価格」とあるのは、「最高の価格」とする。

（調査等）

第12条 前条第6項又は第7項の調査等を行おうとする場合、落札予定者の決定を保留の上、入札を終了し、当該入札をした者に対して調査等を行う。

- 2 調査等において入札をした者は、本市の行う調査等に協力しなければならない。
- 3 調査等の結果によっては、最低価格の入札者であっても必ずしも落札予定者とはならないことがある。

（再度の入札）

第13条 開札の結果、落札予定者の決定に至らない場合は、直ちに当該入札への参加者をもって再度の入札を実施する。この場合において、再度の入札は2回以内とする。

- 2 第8条第1号、第2号又は第6号から第9号までに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

（契約の保証）

第14条 落札者は、契約締結時に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約の保証を付す必要がないとした場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 銀行や本市が確実と認める金融機関による保証
- (3) 和歌山市契約規則第34条第1号に規定する履行保証保険契約の締結
- (4) 和歌山市契約規則第34条第2号に規定する履行保証契約の締結
- (5) 無記名式利付国債又は地方債の担保

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額、保険金額又は額面金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

（契約書等の提出）

第15条 落札者は、本市指定の契約書の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、書面により契約担当課の承諾を得てこの期間を延長することができる。

- 2 落札者は、和歌山市議会の議決を要する契約にあつては、仮契約書を提出しなければならない

い。

- 3 和歌山市議会の議決を要する契約にあつては、議決があつたときに契約が確定する。
- 4 落札者が第1項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失うものとする。
- 5 前項の場合において、落札者の責めに帰すべき事由によるときは、落札者は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を本市に支払わなければならない。
- 6 契約を締結するまでの間に、落札者が「和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合においては、本市は、一切の損害賠償の責を負わない。
(異議の申立)

第16条 入札をした者は、入札後、この入札条件、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 第11条第6項又は第7項の調査等を行った場合、調査等の内容及びその結果について、この入札条件、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。